

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 2 日

市内医療機関 各位

小樽市保健所

医療機関における新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う
集団発生への対応について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされました。

本市では、新型コロナに対する各種行政措置が、原則としてインフルエンザなど他の5類感染症と同様となることから、令和5年5月8日以降の医療機関における集団発生への対応について、別紙のとおりとりまとめました。

つきましては、感染拡大の防止と医療提供体制の可能な限りの維持に努めていただきますよう、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

別紙 医療機関における新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う集団発生への対応について

参考 **【事務連絡】**新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について（厚生労働省）

以上

【連絡先】 小樽市保健所健康増進課 感染症担当
電話：22-3110
FAX：22-1469
メール：kansensyo@city.otaru.lg.jp

医療機関における新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う集団発生への対応について

1 基本的な感染（拡大）予防策について

- (1) 下記の事項を参考に、予防策の徹底をお願いします。
 - ・三密（密集・密閉・密接）を避け、社会的距離を確保すること
 - ・勤務中はマスクを着用することが推奨されていること
 - ・症状がある者、検査陽性者は勤務を控えること
 - ・職員は、新型コロナワクチンの接種を積極的に検討すること
 - ・面会の重要性和院内感染対策の両方に留意し、患者及び面会者の交流の機会を可能な範囲で確保するように検討すること

2 体調不良者及び陽性者への対応

- (1) 入院が必要な体調不良者及び陽性者の入院は、医療機関間で御対応ください。
- (2) 受診時や入院時等の移送手段は、各自で確保、医療機関で確保、公共交通機関の利用を御検討ください。緊急を要する場合は救急車を要請してください。

3 集団感染対策への対応

- (1) 平時より、感染防護物品（ガウン、マスク、手袋など）や抗原定性検査キットなどを確保してください。
- (2) 院内感染が疑われる場合には、自院において検査（※）を含めて実態把握に努め、感染拡大の防止と医療提供体制の可能な限りの維持を図っていただきますようお願いします。
※検査は自院にて行ってください。令和5年5月7日をもって、行政からの委託で実施する検査は終了します。
- (3) 業務継続体制を確保してください。
- (4) 新型コロナ患者が多数発生した場合や関連が否定できない死亡事例が確認された場合など、重大な院内感染事案が発生した場合は、保健所にメール又はFAXで報告してください。なお、保健所において行ってきたクラスターの認定は終了します。
- (5) 保健所は、患者数や重症者数、患者発生期間などを勘案し、必要な場合には、行政検査を含めた積極的疫学調査、感染制御や業務継続に係る支援などを実施します。なお、市ホームページに掲載してきた「施設・医療機関等の関係者が陽性になった場合の対応フロー」に基づく報告は、令和5年5月7日をもって終了します。

4 参考URL

- (1) 自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023年 | 厚生労働省（院内感染対策等の事務連絡が掲載されています）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00416.html

【担当】小樽市保健所健康増進課 感染症担当
電話：22-3110
FAX：22-1469
メール：kansensyo@city.otaru.lg.jp